



資料 2

第 8 次保健医療計画の中間見直し（精神保健医療関係）について

神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課

令和 8 年 8 月 19 日

目次

- 1 第8次保健医療計画の概要（計画の位置づけと全体構成）
- 2 精神病床に係る基準病床数の中間見直しについて
【参考1】 精神病床の基準病床数及び既存病床数の推移
- 3 その他精神保健医療に関する見直し項目について
【参考2】 令和8年度の庁内検討スケジュール

1 第8次保健医療計画の概要（計画の位置付けと全体構成）

- 本県では、すべての県民が健やかに安心して暮らせる社会の実現に向けて、総合的な保健医療施策を示した「第8次神奈川県保健医療計画（以下「第8次計画という。」）」を策定している。
- 第8次計画は、計画期間が令和6～11年度までの6年間となっており、令和8年度は計画期間の中間年に当たる。
- 保健医療計画のうち精神疾患に関する医療連携体制について見直しが必要な個所があるため、神奈川県精神保健福祉審議会にて協議をしたい。

1 第8次保健医療計画の概要（計画の位置付けと全体構成）

保健医療計画

【凡例】

精神保健医療関係の記載がある箇所

上記のうち今回見直し検討を行う箇所

保健医療圏（第1部第3章）

基準病床数（第1部第3章）

6事業（第2部第1章）

（救急、災害医療、周産期、小児、新興感染症）

5疾病（第2部第2章）

（がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患）

未病対策の推進（第2部第3章）

地域包括ケアシステムの構築（第2部第4章）

（在宅医療、高齢者対策、障がい者対策、母子保健対策等）

医療安全対策推進（第2部第6章）

県民視点の医療提供体制の整備推進（第2部第7章）

（医療・薬局情報の提供、公的病院等の役割、医療DXの推進等）

その他疾病等推進（第2部第8章）

（認知症対策、健康危機管理対策、肝炎対策、アレルギー疾患対策、血液確保対策、臓器移植・骨髄等移植対策等）

2 精神病床に係る基準病床数の中間見直しについて

(1) 基準病床数とは

(目的)

病床の整備について、病床過剰地域(※)から、非過剰地域へ誘導することを通じて、病床の地域的偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療を確保

※ 既存病床数が基準病床数(地域で必要とされる病床数)を超える地域

(仕組み)

基準病床数を、全国統一の算定式により算定(厚生労働省算定結果の範囲内で基準病床数を定める)

→ 「精神病床」は、年齢階級別推計人口、急性期・回復期・慢性期の入院受療率、病床利用率等から算定

(2) 見直しの趣旨

令和8年6月10日付厚生労働省医政局長通知により、基準病床数の計算式について基準年を改める形で一部改正があったため、見直し検討の対象としたい。

改正後	改正前
$\begin{aligned} & [(\text{令和11年における当該都道府県の年齢別の急性期入院患者数の総和}) + \\ & (\text{令和11年における当該都道府県の年齢別の回復期入院患者数の総和}) + (\text{令和11年における当該都道府県の年齢別の慢性期入院患者数の総和}) \times \{ 1 - \\ & (\text{慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合}) \} + (\text{令和11年における当該都道府県の年齢別の認知症慢性期入院患者数の総和}) \times \{ 1 - (\text{認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合}) \} + (\text{精神病床における他都道府県から当該都道府県への流入入院患者数}) - (\text{精神病床における当該都道府県から他都道府県への流出院患者数})] \times (1 / \text{精神病床利用率}) \end{aligned}$	$\begin{aligned} & [(\text{令和8年における当該都道府県の年齢別の急性期入院患者数の総和}) + \\ & (\text{令和8年における当該都道府県の年齢別の回復期入院患者数の総和}) + (\text{令和8年における当該都道府県の年齢別の慢性期入院患者数の総和}) \times \{ 1 - \\ & (\text{慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合}) \} + (\text{令和8年における当該都道府県の年齢別の認知症慢性期入院患者数の総和}) \times \{ 1 - (\text{認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合}) \} + (\text{精神病床における他都道府県から当該都道府県への流入入院患者数}) - (\text{精神病床における当該都道府県から他都道府県への流出院患者数})] \times (1 / \text{精神病床利用率}) \end{aligned}$

2 精神病床に係る基準病床数の中間見直しについて

(3) 見直しの内容

【現行】

区 域	基準病床数A	【参考】既存病床数B (R5.4.1現在)	【参考】差 引 (B - A)
全 県	12,080	13,369	1,289



【見直し後】

基準病床数A''	【参考】既存病床数B (R8.4.1現在)	【参考】差 引 (B - A)
10,723	12,895	2,172

厚生労働省算定結果

(神奈川県) 10,701(10,596～**10,723**)

基準病床数算定式の計算結果については、「慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合」及び「認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合」を、それぞれ最大または最小に設定した時の幅を含めて記載している。

政策効果を最小値で見込む**10,723床**を第8次医療計画における精神病床に係る基準病床数としたい。
※現行の基準病床数の算定方法も同様

【参考 1】 精神病床の基準病床数及び既存病床数の推移

神奈川県	第6次 保健医療計画 (H25~H28)	第7次 保健医療計画 (H29~R5)	第7次 中間見直し (R3)	第8次 保健医療計画 (R6~R8)	第8次 中間見直し (R9~R11)
基準病床数	12,958	11,317	10,992	12,080	10,723 (案)
計画開始時 既存病床数	13,889 (H24.3.31)	13,976 (H29.3.31)	13,804 (R3.3.31)	13,369 (R5.3.31)	参考 12,895 (R8.4.1)

※令和8年4月8日付国通知「病床数の適正化に対する支援事業に関する地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律第7条の2第2項に係る運用について（通知）」に基づき、病床数適正化支援事業により削減された病床については、令和9年度上半期までの間に各都道府県において不可逆的措置として基準病床数の引下げを行うこととされているため、中間見直し発表（令和9年3月）後に、別途減算した基準病床数を示すこととしたい。

3 その他精神保健医療に関する見直し項目について

(1) 身体合併症について

令和5年3月31日付厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」における、身体合併症に関する記載について、令和8年6月10日付で一部追記が行われたため、県保健医療計画における中間見直しの検討対象としたい。

国通知における追記事項の内容

精神科病院においては、入院患者の高齢化に伴って、生活習慣病等の身体合併症への対応を要する慢性期の患者が多くなっている実態があるため、慢性期の身体合併症を中心に、より一層内科医等が関わりながら対応できる体制の構築や、慢性期の身体合併症では特に高い専門性が求められる透析、緩和ケア等について、対応する医療機関の明確化を図るとともに、精神科医療機関及び精神科以外の医療機関との連携体制の構築を進めていく必要がある。

3 その他精神保健医療に関する見直し項目について

県保健医療計画における身体合併症に関する記載の見直しの内容について

第5節 精神疾患

2 施策の方向性

(2)適切な医療への早期アクセス

才 身体合併症患者の治療体制

【現行】 ○身体合併症の治療は、地域における精神科医療機関と身体科医療機関の病院間での連携により対応できるようにするため、県では地域での連携を促進する取組を検討します。



【見直し後】 ○身体合併症の治療について、地域における精神科医療機関と身体科医療機関の病院間での連携を促進する取組等を図ることにより、身体合併症患者の治療体制の充実を推進します。

※令和8年6月10日に国より通知により、精神科医療機関において、入院患者の高齢化に伴い生活習慣病等の身体合併症への対応を要する慢性期の患者が多くなっている実態に基づき、精神科医療機関と精神科以外の医療機関との連携体制の構築を進めていく必要があると示されています。

県では令和7年度から一部の地域で連携促進を図るモデル事業を行っています。

3 その他精神保健医療に関する見直し項目について

(2)心のサポーター養成の目標値について

ア 各種計画での目標値

国目標

令和15年度末までに100万人の心のサポーターを養成

神奈川県目標

100万人を神奈川県の人口で按分した74,000人を養成することを目標とし、令和5年度から令和9年度までに33,000人を養成する。



目標達成には、毎年6,600人の心のサポーター養成が必要

3 その他精神保健医療に関する見直し項目について

保健医療計画の指標(抜粋)

種別	コード	指標名	計画策定時の値 (データの年度)	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和11年度)
初期	C103	心のサポーター養成研修の実施回数	36回 (R5)	96回 (R7)	126回 (R11)
中間	B103	心のサポーター養成研修の修了者数 (人口10万人当たり)	21.77人 (R5)	62.78人 (R7)	548.37人 (R11)

現行の保健医療計画では、6年間で心のサポーター養成研修90回(年15回)、人口10万人当たりの心のサポーター養成研修の修了者数を548.37人(実数換算50,209人)としている。

3 その他精神保健医療に関する見直し項目について

イ 養成実績

(人)

年度	県事業実績	市町村実績	その他	合計
令和3年度	675	0	0	675
令和4年度	526	35	8	569
令和5年度	779	77	1	857
令和6年度	1,004	760	0	1,764
令和7年度	1,103	776	28	1,907
合計	4,087	1,648	37	5,772

令和3年度から心のサポーター養成に取り組んでおり、都道府県別での心のサポーター養成状況では、**全国トップ**であるものの、**5年間合計の養成数でも年間目標養成数である6,600人には到達しない。**

3 その他精神保健医療に関する見直し項目について

ウ 養成目標の見直し

令和3年度以降、心のサポーターの養成数を伸ばしているが、現行の数値目標では、達成困難であることから、心のサポーター養成研修が各自治体で本格実施となった令和6年度～令和8年度（見込み）の養成数及び実施回数の平均値を目標値としたい。

	県事業実績	市町村実績	その他	合計
令和6年度	1,004人（17回）	760人（14回）	0人（0回）	1,764人（31回）
令和7年度	1,103人（15回）	776人（13回）	28人（1回）	1,907人（29回）
令和8年度（見込み）	2,300人（24回）	776人（14回）	0人（0回）	3,076人（38回）
平均	1,469人（18回）	770人（14回）	0人（0回）	2,239人（32回）

毎年度の研修実施回数32回

心のサポーター養成数2,200人を目指す。

3 その他精神保健医療に関する見直し項目について

エ 見直し後の養成目標

種別	コード	指標名	計画策定時の値 (データの年度)	令和8年度 (見込み)	目標値 (令和11年度)
初期	C103	心のサポーター養成研修の実施回数	36回 (R5)	134回 (R8見込み)	230回 (R11)
中間	B103	心のサポーター養成研修の修了者数 (人口10万人当たり)	21.77人 (R5)	96.2人 (R8見込み)	168.0人 (R11)

令和8年度末時点の実績見込みは、心のサポーター養成研修実施回数134回、修了者数8,848人。

令和9年度～令和11年度までの3年間で研修実施回数96回、修了者数6,600人を積み上げ、令和11年度の目標は研修実施回数230回、修了者数15,448人(人口10万人当たり168.0人)を目指す。

【参考】令和8年度の庁内検討スケジュール

